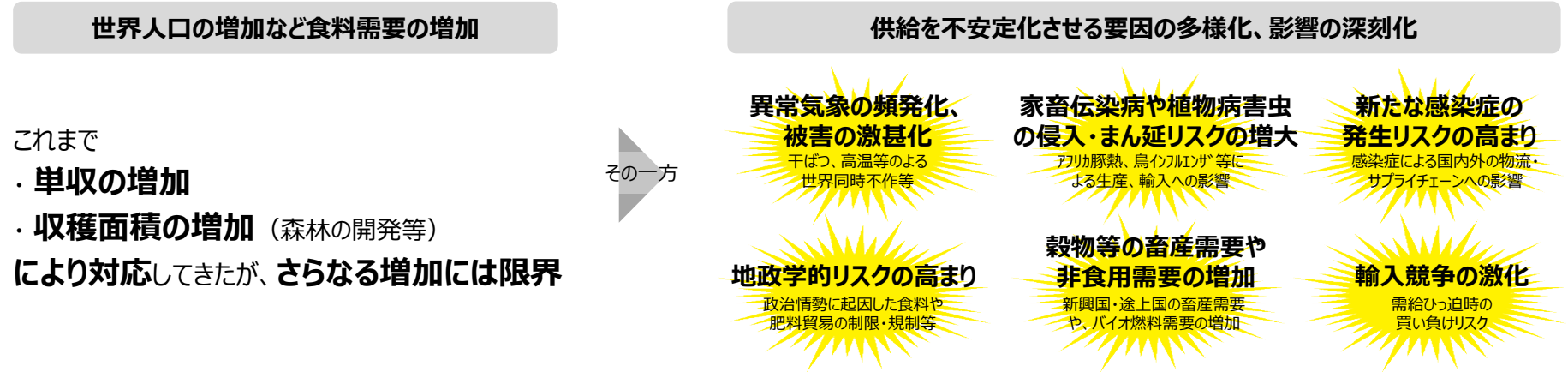
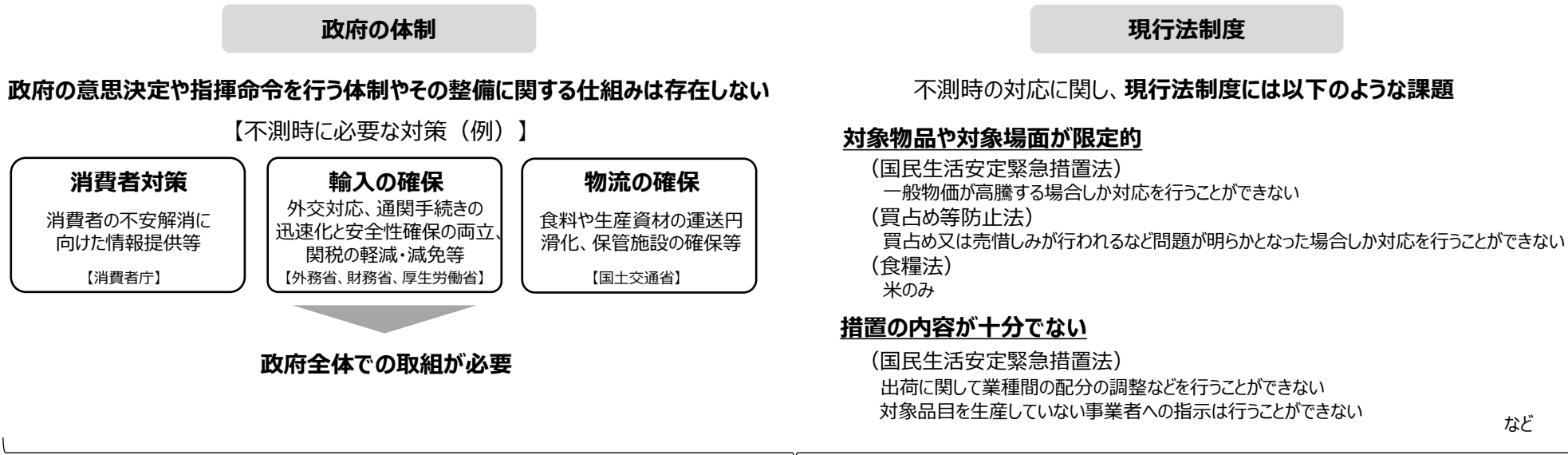


不測時の食料安全保障に関するリスクの高まり



食料供給を不安定化させるリスクの世界的な高まり、需給不安定化の中で、我が国もより一層大きな影響を受けるおそれ

現行制度の評価



不測の事態の定義

供給量の大幅な減少（数量）

不測の事態は大きく分けて 2 つの段階

① 食生活や事業活動に大きな影響が発生する段階

平時と比べた供給量の減少程度として 2 割を一つの目安とする

〔ただし、関連産業への影響や、備蓄や在庫の有無・量、価格の状況等によっては、それ以前から機動的に対策を講じる必要〕

② 国民が最低限度必要とする熱量供給が困難となる段階

1 人 1 日当たりの供給熱量が 1,900kcal を下回ることを目安とする

〔現在の摂取熱量の水準（2019 年 1,903kcal/人・日）〕

供給減少の期間

供給減少の期間（解消時期）の予見が難しい場合や予見できない場合には、供給が大幅に減少していない段階であっても価格高騰が生じるなどの影響が生じる可能性があることを考慮

不測時の対策の対象とする品目・資材

国民生活や国民経済への影響の観点から、

- ・ 熱量や重要な栄養素の供給源としての位置付け
 - ・ 関連産業の規模・範囲
 - ・ 食生活や産業上の代替性の有無
- など総合的に考慮

米、小麦、大豆（食用・油糧用）、その他の植物油脂原料（なたね、パーム油）、畜産物（鶏卵、食肉、乳製品）、砂糖

+

肥料、飼料、種子・種苗、農薬、燃油などの生産資材

を主な対象とすることが妥当

〔なお、肥料は経済安全保障推進法、燃油は石油備蓄法や石油需給適正化法の活用・連携を図りつつ、対応する必要〕

政府の体制（政府対策本部）と役割

平時
情報収集

農林水産省による

- ・ 国内外の食料需給の調査
- ・ 民間在庫の把握等

+

対応の基本的な考え方

平時の取組や不測時の対策の基本的な考え方を整理

重大な影響を及ぼす
食料の供給不足のおそれ

政府対策本部の設置・役割

- ・ 内閣総理大臣を長とする政府の対策本部を立ち上げ
- ・ 本部において対策の実施方針を策定。
実施方針に基づき、関係省庁が連携した対策を実施
- ・ 事態の深刻度・深刻化に応じて、本部が宣言を行う

- ① 国民生活や国民経済に実体的に大きな影響が発生している段階
（目安：重要な品目の供給が 2 割減少又はそのおそれ）
- ② 国民が最低限度必要とする食料が不足するおそれがあるなど極めて深刻な段階
（目安：供給熱量が 1,900kcal/人・日を下回る又はそのおそれ）

平時における対応

国内の生産基盤やサプライチェーンの維持・強化に向けた各種施策に加え、以下の取組が必要

- 基本方針** ・ 平時から実施する取組や不測時に実施する取組の基本的な考え方を予め整理する
- 備蓄** ・ 民間在庫も含めた「総合的な備蓄」に関する基本的な方針を示し、官民の役割分担の下での適正な備蓄の確保や、不測時の円滑な供給についての考え方の整理が必要
- 輸入** ・ 主要な輸入相手国の生産・輸出能力の常時把握や、平時からの相手国との政府間対話、官民の意見交換等による情報共有等を通じた輸出国等との良好な関係の構築が重要
- 情報収集** ・ 特に備蓄や在庫については輸入等による必要量確保までのつなぎとして重要である一方、民間在庫量など品目等によっては十分に把握できていない情報もあるため、必要な情報収集に資する法的整備が必要
- 国民理解** ・ 我が国の食料情勢等の情報発信、食育等に取り組むとともに、事業者や消費者が不測時の備えを行う重要性について理解醸成を図る

食料の供給が不足する又はそのおそれのある場合の供給確保対策

出荷・販売の調整	輸入による対応	生産の拡大	消費者対策
<課題> 供給不足のおそれの段階から、売惜しみや売り急ぎ、買占めが発生する可能性 <対策> - 国は出荷・販売の方針を示し、以下のような要請を行う - 要請のみで十分でない場合は出荷・販売の計画作成の指示等を行う 【生産者や流通事業者】 計画的な出荷・保管、業界別の出荷割合の調整等 【販売事業者】 計画的な販売・保管 【輸出事業者】 国内仕向けへの変更	<課題> 個別の事業者では輸入量・時期の判断が難しい、輸入による損失発生リスクが生じる可能性 <対策> - 国は輸入により確保すべき総量等を示し、事業者に要請を行う - 要請のみで輸入確保ができない場合は輸入の計画作成の指示等を行う ※輸入を促進するための外交対応や財政対応なども併せて実施	<課題> 備蓄の活用や輸入によっても供給確保できない可能性、生産拡大等により過度な需給緩和のおそれ <対策> - 国は生産拡大すべき量等を示し、生産の要請を行う - 要請のみで生産量を確保できない場合は生産の計画作成の指示等を行う	<課題> 消費者の不安による過度な買いだめ・買い急ぎが発生するおそれ <対策> - 国は需給や価格、対策等の正確な情報を分かりやすく提供 - 併せて買いだめ等の抑制の働きかけを行う

国民の生活に最低限度必要な食料の確保

国民が最低限度必要とする熱量供給が困難となる事態には、引き続き輸入や生産等に関する措置を講じつつ、以下のような対策も必要

生産の転換

- ・ 熱量等を重視した生産転換が必要（国民生活等において重要な品目に限らず、熱量やビタミン等、健康等の維持に必要な品目に生産をシフト）
- ・ 生産者への要請を基本としつつ、要請では必要量が確保できない場合に限り、計画作成等の指示を行う

割当て・配給

- ・ 食料供給が不足する状況では、限られた食料を国民に公平に分配する必要
- ・ 食料以外の物資と一体的に国民生活安定緊急措置法により対応することが適当

価格の
規制・統制

- ・ 食料の供給が不足する状況では、食料価格が著しく高騰すること、食料以外の物資の高騰も想定
- ・ 食料を含む生活関連物資の価格安定等を目的とする国民生活安定緊急措置法により対応することが適当

不測時の対策の履行を担保するための措置

事業者に対して要請や指示等の対策を講じる場合、当該要請等に応じた事業活動が行われることを担保するために、以下のような措置が必要

インセンティブ措置（支援措置）

国の要請等に応じた輸入や生産拡大等には、経営リスクが発生

- ・ 事業者の経営リスクを低減し、要請等に応じるインセンティブとなる支援措置が必要
- ・ 特に、事態が深刻化し、計画作成や計画変更の指示を行う場合には、その措置に見合った支援を行うべき

罰則等の法的な担保措置

食料供給の確保対策のためには
正確な情報が必要不可欠

- ・ 報告徴収に対する報告や
立入検査の受入れ等
- ・ 計画作成指示の届け出

拒否や違反した場合には
罰則（罰金）が妥当

- ・ 計画に沿った事業の実施や
計画変更の指示への対応

状況によっては
実施・対応できない可能性
一方、供給確保に取り組む者と
そうでない者の差別化は必要

やむを得ない正当な理由なく
計画を実施しなかった者には
公表措置が妥当

不測時における食料安全保障に関する検討会 取りまとめ(案)【概要】 – 不測時の対策の全体イメージ –

